

八年前の改曆諮問文書

國際聯盟が1922年のローマに於ける國際天文同盟の改曆委員會の決議報告を受けて、いよ々々1923年(大正12年)の秋、事務總長の名を以つて列國へ通譯した文書は、外務省から國內各市町村へ回附せられて、一應理事者たちの形式的な意見を聞いたものである。今から顧みると、可なり舊文書ではあるけれど、我が國の地方理事者の此の問題に對する態度と、之を一般民衆に諮らないで、只、どこまでも形式的に處理してうとした官僚思想を、後世への見本としてここに掲げる——こんなことで、國民のための曆法が定められ、何から何まで天下り的あまくだに押しつけられては、たまつたものでない。官吏に非ざれば人に非ずといふ舊幕時代の思想が、今日も尙ほ東京方面の官權に存在することを、誠にあきれる次第である。

國際聯盟事務總長來翰譯文

本員ハ國際聯盟交通委員會ガ經濟界殊ニ運輸業ニ於ケル 現行曆ノ著シキ不便ニ鑑ミ曆改正問題ヲ採擇シ之ニ關シテ前總會ニ於テ次ノ決議ヲ爲セルコトヲ〇〇政府ニ通告スルノ光榮ヲ有ス。

交通委員會ハ「グレゴリアン」曆ニ加ヘラル、改正ノ調査ガ一層統一且合理的ナル時ノ測定ニ依リ經濟界及國際交通ノ状態ヲ眞ニ益スル所アルベキヲ認メ該調査委員長ヨリ其名ヲ以テ豫備交渉ノ爲メ法皇、希臘教會長及カンタベリ大主教ニ致セル招請ノ快諾ヲ得タルヲ慶ブ。

- 1, 嚴正ナル教義上ノ見地ヨリシテ改曆ノ調査ハ、復活祭ノ確定ニ關シ、又更ニ一般的ナル「グレゴリアン」曆改正ノ問題トシテ、豫想セラル、ガ如キ突破シ難キ困難ニ遭遇スルモノニアラザルコト。
- 2, 一般ノ意見トシテ、曆ノ改正、殊ニ全然宗教上ノ問題タル復活祭ノ確定ニ關スル決定ハ關係各宗教派當局ノ間ニ一致ヲ見ルニアラザレハ實行不可能ナルコト。
- 3, 現存舊慣ノ變更改正ハ公共ノ生存及經濟的關係ニ或種ノ改善ヲモタラスノ趣旨ヲ以テ眞ニ輿論ノ要求アルニアラザレハ之ヲ正當ト認メ又ハ認容

スルベカラサルコト。

ヲ茲ニ聲明シ、依テ引續キ協力ヲ爲スベキコトヲ承諾セラレタル次ノ諸氏(氏名原文ノ通)ヲ以テ組織スル特別調査委員會ヲ設ケ本問題ノ調査ヲ進行スルニ決定ス。尙ホ次ノ諸氏(氏名原文ノ通)モ之ヲ招請シ本委員會ニ參加ヲ求ムベシ。

特別調査委員會ハ1922年五月羅馬ニ開會ノ際、國際天文同盟ノ起案ニ係ル案、及萬國商業會議所ノ1922年六月倫敦會議ニ於テ發表シタル希望ヲ基本案トシ、曆ノ改正ニ關スル問題ノ調査ヲ爲スベシ。

本決定ハ之ヲ各國政府及關係宗教當局ニ通知シ、之ニ對シテ1924年三月1日以前ニ其ノ有益ト認ムル諸般ノ意見若クハ勸告ヲ委員會ニ提出センコトヲ求ムヘシ。

余ハ又茲ニ前記決定ノ如ク設置セラレタル特別委員會ノ事業ノ基本タルベキ1922年五月羅馬ニ開催セル國際天文同盟ノ改曆委員會議事録及萬國商業會議所ノ發表セル希望ヲ同封閣下ニ送達スルノ光榮ヲ有ス。

前記決定ニ基キ添付本文調査ノ上、政府ノ關係當局ヨリ提出セラルベキ之ニ關スル諸般ノ意見若クハ勸告ヲ余ヨリ同委員會ニ送附ノ爲メ右送附アラムコトヲ閣下ニ乞フモノナリ。但シ本件ニ對スル回答ハ必須ノモノナルモ全然諮問的且豫備的性質ノモノナルヲ以テ本問題ニ關シ後日決定的措置ヲ採ルガ爲メ會議ノ招集ヲ見ルコトアリトスルモ其ノ場合ニ於テ右ハ何等政府ヲ拘束スルモノト見做サル、コトナカルヘク、又調査委員會ノ事業ノ基本タルベキ添付文ハ改正諸案ノ範圍程度ニ付テ毫モ諸般ノ創意ヲ局限スルノ意志ナク單ニ能フ限り調査ノ項目ヲ明示シ且世上ニ認メラレタル考案ト意見トノ比較ヲ容易ナラシムルガ爲メ採擇セルモノニ外ナラザルナリ。

1923年十一月1日

ヂユネノウニ於テ

國際聯盟事務總長署名

1922年開催ノ國際天文同盟ノ決議

委員會ノ爲セル事業ノ結論ハ之ヲ約スレバ次ノ三要點ニ關ス。

- (1)、 52週ノ外ニ1日若ハ2日ノ無週日ヲ存シ、一定日ハ必ず一定曜日ニ該當スルノ曆ヲ採用スルコト。

- (2), 現存ノ十二月22日ニ當ル日ヲ一月1日トナスコト。
 (3), 364日ヲ四等分シ, 其ノ各部分ハ日數各30日ノ2ヶ月, 日數31日ノ1ヶ月, 即チ計91日トシ, 別ニ14日及28日毎ニ補助的區分ヲナスハ之ヲ妨ゲサルコト。

1921年倫敦ニ開會ノ第1回萬國商業會議所ノ可決セル改曆決議

萬國商業會議所會議へ曆ノ改正ニ關スル豫備委員會ノ提議ニ係ル決定即チ次回ニ世界ノ宗教界, 學術界及實業界ノ各代表者ヲ網羅シ永久不變ノ曆ノ採用ヲ審議スベキ特別會議ノ方針ヲ承認ス。

大正13年十月24日

曆ノ改正ニ關スル答申書

京都商業會議所會頭 濱 岡 光 哲

農商務次官 中 井 勳 作殿

商第5765號ヲ以テ御諮問相成候曆ノ改正ニ關シ左記及回答申候也。

記

諮問第1項 異議ナシ

理 由

週ヲ一定スルコトハ一般社會行事ノ日取ヲ一定シ又復活祭ノ如キ宗教祭日ヲモ一定スルヲ以テ大イニ便宜ヲ得ルニ相違ナク殊ニ歐米人一般ノ希望スル所ナルベシ, 但シ1年ニ1日若クハ2日ノ無週日ヲモ生ズルヲ以テ之レヲ全世界ヲ通ジテノ意義アル公休日トナス時ハ最モ妙ナラム。

要スルニ本問題ハ我國ノ利害ニ關係スル所少ケレバ之ガ決定ヲ歐米ニ譲リ, 我國ハ只其改正ニ贊成スベキモノト認ム。

諮問第2項 年始ヲ冬至ニ改ムルノ必要ヲ認メズ

理 由

歐米諸國ハ冬至ヲ以テ年始トナスヲ便利トナスベキモ我國ニ於テハ立春年始ヲ理想トナス。併シ斯ル事ハ世界共通ノ利便ヲ考慮シテ決定スベキ問題ナレバ我國ニ便利ナレバトテ立春年始ヲ主張スルノ理由立チ難キト同時ニ, 歐米諸國ニ便利ナレバトテ冬至ヲ以テ年始ニ改ムルノ理由モ立

チ難カラム。故ニ本問題ニ對シテハ改正ノ必要ヲ認メズ。換言セバ原案ニ賛成ヲ表スルコト能ハズ。

諮問第3項 異議ナシ

理 由

改正ニ因リ現行曆ヨリモ利便ヲ増スコト大ナレバ原案通り決行サレンコトヲ希望ス。

附 記 (2)

八年も以前に、こんな公文書が國內に於いて交換されてゐたのは、驚くの外はない。吾々の確聞する所によると、ほゞ同様の文書が、内務省からも、全國の各府縣各市町村役場へ送附されたといふ。そして、恐らくは皆「御無理御尤も」といふ形式の回答が、折り返し、内務省へ集まつたのではなかつたか?!

上の京都商業會議所會頭の回答書は、味つて讀んで見ると、中々堂々たるものである。——しかも此の如き回答を提出して置いた筈の會議所が今年になつて、全く前の事は忘れた顔付きで、今更らしく改曆問題の研究座談會を開き、『改曆は成るべく保留されたい』などと狼狽してゐられるのも滑稽である。

去る九月一日、遂に下の如きパンフレットが出版された。

國際聯盟事務局東京支局編纂

改 曆 問 題

國 際 資 料 協 會 發 行

價35錢，郵送料2錢。僅少の部數は本會(天文同好會)事務所にあり。至急申越されたし。